

鎌倉市シルバー人材センター利用契約書（基本形）

●●●（以下「発注者」という。）と公益社団法人鎌倉市シルバー人材センター（以下「センター」という。）とは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して●●●業務（以下「本件会員業務」という。）を委託するに当たり、次のとおり鎌倉市シルバー人材センター利用契約を締結する。

（会員への業務委託）

第1条 発注者は、センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託する。

（業務内容）

第2条 本件会員業務の詳細な内容は、別紙会員業務仕様書の定めるところとする。

（業務の対価）

第3条 本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項に規定する会員業務委託料をいう。）の時間当たり金額は191円（うち消費税額及び地方消費税額17円）及び1,162円とする。

なお、これら時間当たり金額は、神奈川県最低賃金改定時にこれに準じて改定するものとする。

（契約期間）

第4条 本契約の期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

（合意管轄）

第5条 本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（その他）

第6条 本契約書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

令和●年●月●日

発注者 鎌倉市●● ●●

●●

● ● ●● ●●

受注者 鎌倉市岩瀬 549

公益社団法人鎌倉市シルバー人材センター

理 事 長 岡 利 文